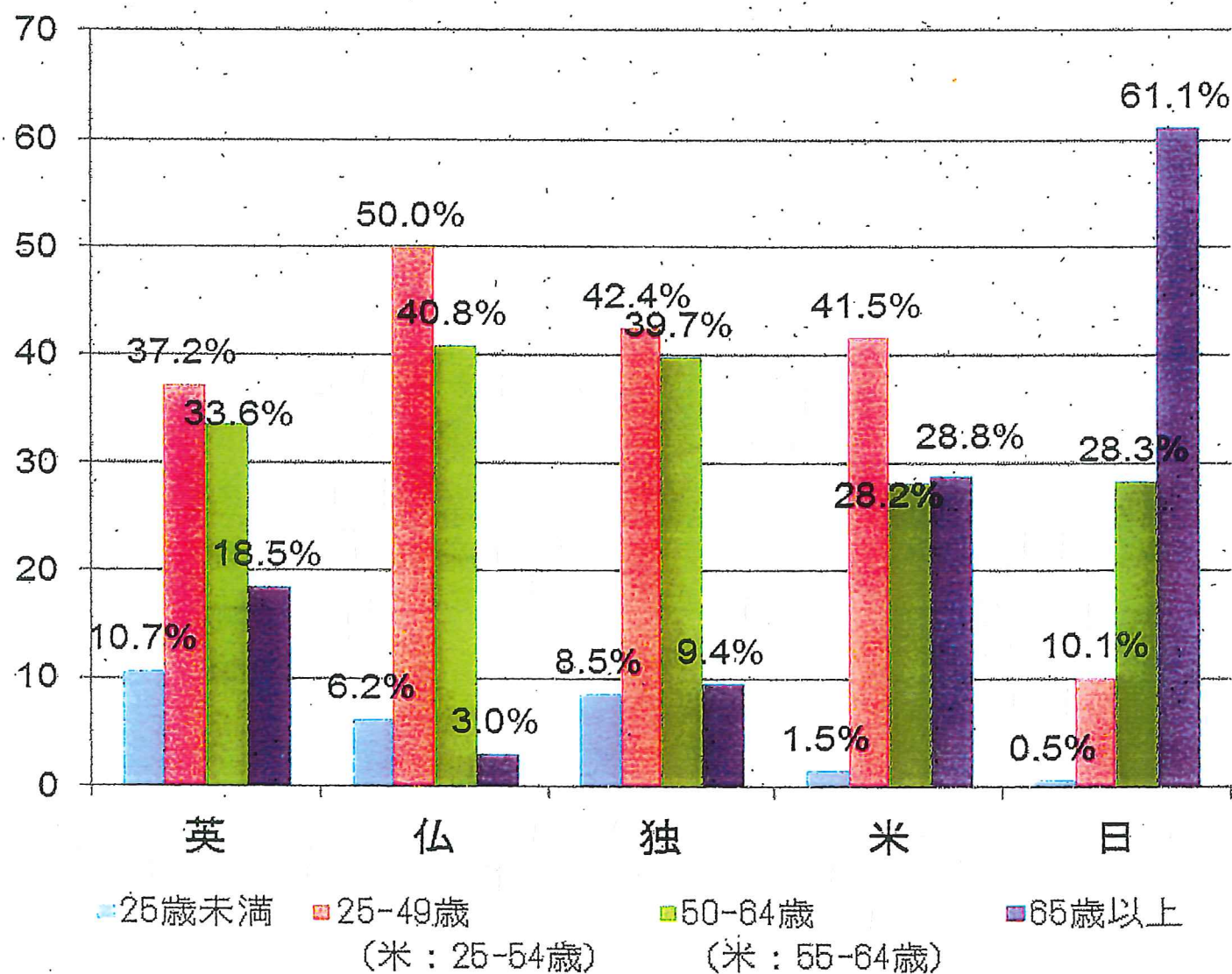


(参考) 各国の農業従事者の年齢構成



(備考) 1、英仏独はEUROSTAT(2014)：農業に従事した世帯員
 2、米は、米国農務省「2012年農業センサス」：農業に従事した世帯員
 3、日は、農林水産省「2010年世界農林業センサス」：基幹的農業従事者

【平成 28 年 3 月 10 日 参議院農林水産委員会 自由民主党 山田俊男 提出資料】
 <出典>平成 28 年 1 月 25 日 自由民主党農林水産業骨太方針策定 P T 農林水産省 提出資料

フランス・米国における企業の農業参入規制について

○ フランスの動向

- ・ 適正規模の存続可能な家族経営をより数多く育成・維持する（1980 年基本法）
- ・ 育成・維持する家族経営は、専業もしくは主業的農業経営
- ・ サフェールは、農地市場へ公的に参入し、先買権を行使することにより農地の委譲取引をコントロールし、その売買を方向付けるなど、農地の所有と利用・経営の双方のレベルにおいて規制の強化を行うものとして導入された（1980 年基本法、84 年改正法）
- ・ そうしたなかで、青年農業者自立助成政策が農政の最重要な柱となった（1999 年基本法）
- ・ （日本の「農地耕作者主義」とも極めて近い考え方が法原則として確立された）
- ・ 「現地での作業を伴う直接的な経営参加の確保の法原則」のもと、規制と介入の仕組みが、国家の事務（国の機関としての県知事の権限）として位置づけられた（2006 年基本法）
- ・ 農業経営の規模拡大もしくは合併は、経営地間の距離 3 km 以上で規制
- ・ 企業の参入については、「経営構造コントロール制度」により過大経営の参入を規制している

○ 米国の動向

- ・ 現在、米国は 7 州において、会社の農業参入を規制している
（ネブラスカ・ノースダコタ・サウスダコタ・オクラホマ・ミネソタ・アイオワ・ウィスコンシンの各州—全米の農業販売額の上位 6 州のうち 4 州が参入を規制）
- ・ また、アイオワ州等は企業の農地の所有・リースも禁じている
- ・ その内容は、原則として会社による農地取得を禁止し、例外措置により法人化した小規模経営などの農地取得・農業参入を認める、というもの
- ・ また、農地取得・農業参入を認める要件としては、株主・構成員要件（株主・構成員の人数や法的性格等）、経営者要件（多くの場合、少なくとも 1 名が農場に居住すること）、事業要件（売上に占める農業の割合が一定以上）等がある
- ・ （例えば、州によっては、非農業収入の割合が 20% 以下と定めている）

【平成 28 年 3 月 10 日 参議院農林水産委員会 自由民主党 山田俊男 提出資料】

山田俊男事務所にて作成

<出典>

- ・ 原田純孝「フランスにおける農地の権利移動規制—「農業経営構造コントロール」の義意と機能—」『政策科学』2014. 3.
- ・ 内山智裕「米国における企業の農業参入規制の動向—米国中西部を事例として—」『農業経営研究』2006. 6.
- ・ 農林水産研究所「第 2 章 アメリカ主要州における企業の農地所有規制の動向」『アメリカにおける農地転用規制政策および企業の農地所有規制に関する動向』2007. 3.
- ・ 内山智裕「米国における外国企業の農地所有規制の現状と含意」『農業問題研究』2011. 6.

- ・ 外国人の農地取得については連邦政府の関与がある
(農務省に対して報告が義務化されている)
- 26 州は規制なしで報告義務のみ
- 12 州は事業所規制あり
- 2 州は面積規制
- 4 州が企業の取得制限 (国籍に係りなく原則禁止)
- 6 州が Citizenship 規制 (外国籍である者は原則禁止)

米国における外国籍による農地所有規制の概況

	面積 制限	企業の取得制限		Citizenship 規制	
		規制	例外の例	規制	内容
IOWA	—	有	family farm authorized farm	有	外国籍は農地を取得できない。ただし、転用目的は可。
KANSAS	—	有	family farm authorized farm	—	—
MINNESOTA	—	有	family farm authorized farm	有	株主の 80%以上が合衆国民である企業でなければ、農地を取得できない。非居住外国人個人の農地取得も禁止
MISSOURI	—	有	family farm authorized farm	有	外国籍は農地を取得できない。ただし、転用目的は可。
NEBRASKA	—	有	family farm, 非営利 企業、養鶏業、転用 目的	△	外国籍は原則として 5 年以上不動産を保有できない。ただし、事業拠点から 3 マイル以内の不動産は取得可 (企業の農地取得は除く)。
NEW MEXICO	—	—	—	有	外国人 / 株式の過半が外国人である企業は、不動産を保有できない。
NORTH DAKOTA	—	有	農協、株主数 15 名 以下で全員が米国籍 / 在住者、農業収入 割合 65%以上など	有	企業の活動により利益を受ける者が合衆国民か永住権を得た者でなければ、農地の取得はできない。ただし、転用目的は可。
OKLAHOMA	—	有	農業収入割合 65% 以上、食品加工業、 養鶏畜産業など	有	原則として外国籍は土地を保有できない。しかし、州内で事業許可を得た企業は市民とみなして規制の対象外とするという判例がある。
PENNSYLVANIA (100acre)	有	—	—	—	—
SOUTH CAROLINA (50 万 acre)	有	—	—	—	外国籍が農地を保有する場合、通常 (4%) より 2% 高く課税される。
SOUTH DAKOTA	△	有	family farm authorized farm	—	自然人も在住者でなければ 160 エーカー以上の農地を取得できない。
WISCONSIN	△	有	authorized farm	—	外国籍 (株式の 20%以上が国外) は 640 エーカー以上の土地を取得できない。農地は、企業による取得が原則禁止。ただし転用目的は可。
規制なし (26 州)			ALABAMA, ALASKA, ARIZONA, ARKANSAS, CALIFORNIA, COLORADO, CONNECTICUT, DELAWARE, ILLINOIS, KENTUCKY, LOUISIANA, MAINE, MICHIGAN, MISSISSIPPI, MONTANA, NEVADA, NEW HAMPSHIRE, NEW JERSEY, NEW YORK, NORTH CAROLINA, OHIO, OREGON, TEXAS, UTAH, VERMONT, WEST VIRGINIA		
事業所規制 (12 州)			FLORIDA, GEORGIA, HAWAII, IDAHO, INDIANA, IOWA, KANSAS, MARYLAND, MASSACHUSETTS, RHODE ISLAND, TENNESSEE, VIRGINIA, WASHINGTON, WYOMING		

注) KENTUCKY と MISSOURI では、外国籍個人による土地取得は原則禁止だが、企業体による取得は可能。

- ・ また、近年、企業は農地所有に対する関心は薄れてきており、直接農業を経営するよりもむしろ契約生産に向かっているとも言われている
(企業にとって農地は減価償却ができないため、資産としては重荷になるだけということ)

【平成 28 年 3 月 10 日 参議院農林水産委員会 自由民主党 山田俊男 提出資料】
山田俊男事務所にて作成

<出典>

- ・ 原田純孝「フランスにおける農地の権利移動規制—「農業経営構造コントロール」の義意と機能—」『政策科学』2014. 3.
- ・ 内山智裕「米国における企業の農業参入規制の動向—米国中西部を事例として—」『農業経営研究』2006. 6.
- ・ 農林水産研究所「第 2 章 アメリカ主要州における企業の農地所有規制の動向」『アメリカにおける農地転用規制政策および企業の農地所有規制に関する動向』2007.3.
- ・ 内山智裕「米国における外国企業の農地所有規制の現状と含意」『農林業問題研究』2011.6.

EUの農業政策

- EUの農業政策はCAP(共通農業政策)が基本。
- 1992年以降、価格支持を削減して直接支払いに転換してきている。

1 概要

① 直接支払い

支持価格の引下げの代償措置として、1992年に導入。
当初は作付面積や頭数に基づく支払いであったが、
2005年以降の支払いは、原則こうした生産要素と切り
離している。

適用対象:

小麦、大麦、とうもろこし、大豆、牛肉、生乳等

注: 生乳は2004年から実施。

② 価格支持(近年は限定的な運用)

作物別に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った
際に、EU加盟国の機関が買い支えを実施。

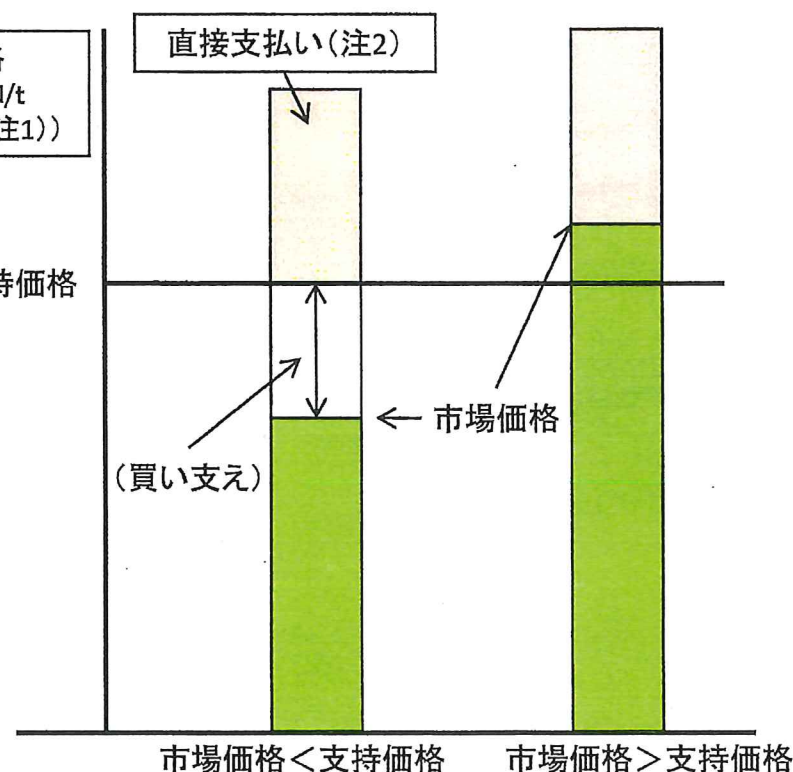
適用対象:

小麦、大麦、とうもろこし、牛肉、バター、脱脂粉乳等

③ 農村振興政策

農村振興政策として、条件不利地域対策、農業環境政策
等を実施。

○ CAPにおける域内価格支持制度(小麦等の例)



2 CAP改革(2014-2020年)の概要 ※本格実施は2015年～

2014年以降のCAPでは、以下を措置。

- ① グリーニング支払いの導入(直接支払い予算の3割に
作付品目の多様化等の環境要件を課す)
- ② 直接支払い単価の地域間・加盟国間の格差是正
- ③ 青年農業者への直接支払いの強化

(注1) 平成26年9月25日の為替レート(1ユーロ=141.05円)で換算。

(注2) 各農業者の基準価格(00～02年)における直接支払い受給実績。

【平成28年3月10日 参議院農林水産委員会 自由民主党 山田俊男 提出資料】
＜出典＞農林水産省

米国の価格・所得政策の概要

米国の価格・所得政策は、価格支持融資、直接固定支払い、価格変動対応型支払の3層構造であったが、2014年度からの新農業法では、直接固定支払いを廃止し、新たなセーフティーネットを導入。

1 概要

①価格支持融資(1930年代～)

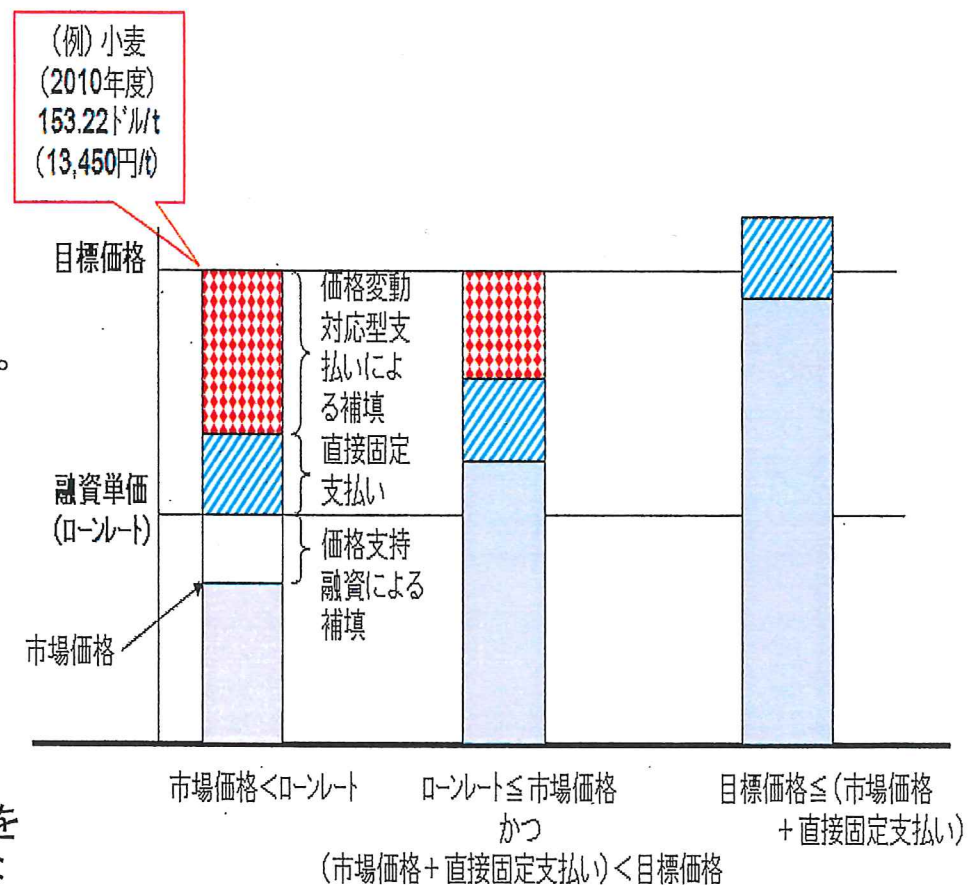
- ・穀物等を担保とした短期融資。
 - ・市場価格が一定価格を下回る場合、政府が返済免除する代わりに、農家は政府に穀物を引き渡す。
- 【適用対象：小麦、トウモロコシ、コメ、大豆等】

②直接固定支払い(1996年～)

- ・過去の作付面積等に基づき、固定額を直接支払い。
- 【適用対象：小麦、トウモロコシ、コメ、大豆等】

③価格変動対応型支払い(2002年～)

- ・作物毎に目標価格を設定。
 - ・市場価格が目標価格を下回った場合、差額を支払い。
- 【適用対象：小麦、トウモロコシ、コメ、大豆等】



2 新農業法(2014-2018年度)の概要

2014年度以降の新農業法では、直接固定支払い等を廃止する一方で、収入・価格変動に対応した新たなセーフティネットを導入。

産業の構造

豪州連邦政府
農業省



Australian Government
Department of Agriculture



生産者

取引税

Transaction levy

豪州赤身肉産業審議会による
産業5ヵ年戦略の策定



生産者団体が戦略を承認



サービス提供団体が
戦略に則した活動を
展開



承認

戦略に則した活動プランを提出

